

### 3 環境影響評価準備書

知事意見	事業者の見解
<p>福井市新ごみ処理施設整備事業は、現ごみ処理施設の老朽化に伴い新たな施設の整備を行い、処理能力の見直しや排ガス中の大気汚染物質濃度の低減等により温室効果ガスを含めた環境負荷を大きく削減するものである。</p> <p>一方、その整備に当たっては、オオタカやギンランといった希少な動植物の生息・生育地であり、田園景観を形成する二次林等が改変される。</p> <p>このため、福井県環境影響評価条例の趣旨を踏まえ、事業の実施に当たっては、準備書で掲げた環境保全措置や環境配慮方針を着実に実施するとともに、最新の設備・技術の導入や造成地整備の際の生態系への配慮などを行い、環境影響をできる限り回避・低減するよう努めることが重要である。</p> <p>特に、以下の事項については、十分に考慮の上、評価書を作成し、事業を適切に実施する必要がある。</p>	<p>事業の実施に当たっては、環境影響評価書に記載した環境保全措置や環境配慮方針を着実に実施します。</p> <p>また、煙突排ガスや温室効果ガスによる影響の低減を図るため最新の設備・技術の導入について、事業者選定<sup>注)</sup>及び実施設計の段階において検討を行うとともに、造成地整備の際の生態系への配慮などを行い、環境影響をできる限り回避・低減するよう努め、事業を実施します。</p> <p>注) 本事業は、民間事業者が設計・建設・運営を行うDBO (Design Build Operate) 方式により実施する。民間事業者の選定にあたっては、提出される事業提案書の審査を行う。</p>
<p>1 事業実施区域の近傍で繁殖しているオオタカおよびサシバについては、工事中および供用後において事後調査を適切に実施すること。</p> <p>この事後調査の実施および調査結果の評価に当たっては、専門家の意見を反映し、その結果に応じて、必要な措置を講じること。</p>	<p>工事中及び供用時は、オオタカの事後調査を実施する計画です。サシバについては、これまでの調査結果及び現地の状況から勘察し、事業実施に伴う影響は小さいと予測していますが、周辺で繁殖していることを踏まえ、オオタカの事後調査を行う中で、繁殖状況の確認を行う計画です。これらの内容について、「10. 事後調査の内容」(p581)に記載しました。</p> <p>また、事後調査の実施にあたっては、適宜、専門家の意見を聴取しながら、調査結果に応じて環境保全措置の追加・変更を行い、影響の回避・低減を図ります。</p>
<p>2 事業実施区域に生育しているギンランについては、菌根菌（キノコ）との共生植物であるという知見を踏まえ、類似の生育環境へ移植を行うこと。</p> <p>また、事後調査は、結実するなど移植後の定着を確認できる十分な調査期間を設定すること。</p>	<p>移植事例や最新の知見の収集を行ったうえで、移植先の選定を行い、可能な限り表土ごと移植するなど、移植方法について検討します。</p> <p>また、事後調査として、目視による個体数及び生育状況の記録を、移植後3年目までの開花期（計3回）に実施する計画ですが、専門家の意見を受けながら、ギンランの開花・結実の状況等に応じて調査期間は変更することとしました。この内容について、「10. 事後調査の内容」(p581～p582)に記載しました。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>3 施設の存在による身近な景観への影響については、事業実施区域およびその周辺は福井市景観基本計画で田園風景を保全する地域に位置付けられていることから、落葉期に加え田植え期などのフォトモンタージュを作成し、その結果を踏まえて色彩等を検討すること。</p> <p>また、建物の形状や夜間照明についても、動植物の生態等にも配慮しつつ、周辺景観との調和を図ること。</p>	<p>田植え期に近い繁茂期の現地調査結果（令和元年6月13日）を用いてフォトモンタージュを作成し、その結果を「8.10 景観」（p498～p504）に記載しました。建物の色彩やデザイン等の計画については、落葉期・繁茂期の両フォトモンタージュを参考としたうえで、周辺住民の意見も伺いながら検討を行います。</p> <p>建物外観のデザインや夜間照明に関する動物へ配慮として、場内の夜間照明は焼却炉運転のための必要最小限とし、ライトアップ等の過度な照明は設置しない計画とします。そのため、事業者が設計・建設及び運営を事業者に委託する内容を記載する要求水準書にその旨を記載します。この内容について、「9.4 環境影響評価項目に係る環境配慮方針」（p565）に記載しました。</p>
<p>4 工事中または供用後において環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合には、県および関係市町に報告するとともに、必要に応じて、適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>工事中又は供用後において環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合には、県及び関係市町に報告し、必要に応じて、専門家の意見を伺いながら適切な環境保全措置を講じます。</p>
<p>5 評価書の作成に当たっては、以下のことについて留意すること。</p> <p>①評価については、実行可能な範囲でできる限り回避または低減されているかどうかについて、具体的な数値等を用いるなど、客観的な根拠を示し、その妥当性を明確にすること。</p> <p>②評価書作成までに検討するとした環境保全措置については、その検討経緯を含め記載すること。</p> <p>③図表等を用いるなど、住民等に分かりやすい内容とすること。</p>	<p>以下のことに留意し、評価書を作成しました。</p> <p>①評価書において、さらに客観的な評価となるよう記載手法を検討し、「11. 総合評価」（p587）の記載に反映しました。</p> <p>②猛禽類調査について、準備書では1繁殖期目の調査結果を基に予測評価を行い、本書では1繁殖期目及び2繁殖期目<sup>注)</sup>の調査結果を基に予測評価を行いました。1繁殖期目及び2繁殖期目の調査結果を「8.7 動物」（p400～p401）、評価書作成までの環境保全措置の検討経緯を「9.2 環境保全措置に係る検討について」（p541）に記載しました。なお、予測評価の結果、準備書と本書において環境保全措置等に大きな変更はありませんでした。</p> <p>注) 2繁殖期目の調査で、重要な種として新たにハチクマが確認されましたが、対象事業実施区域周辺での繁殖の可能性は低く、影響は極めて小さいと予測され、環境保全措置等の必要はないことを確認しました。</p> <p>③分かりやすい内容となるよう、留意して評価書を作成しました。また、事業について理解得られるよう、今後も引き続き住民等に対し分かりやすい情報提供に努めます。</p>